○総務省告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、京都地方税機構の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十四日

総務大臣　山本　早苗

一　許可年月日　平成二十九年二月十三日

二　施行年月日　平成二十九年二月十三日

三　主な変更内容

第四条に記載される広域連合の処理する事務を変更する。

○政治資金適正化委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一三九五	澁川　滿	二九、二、三	本人からの申請

○法務省告示第百三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表半田重工業株式会社の項中「溶接」の下に「、機械加工」を加え、同表に次のように加える。

桑原板金工業株式会社	大阪府大阪市旭区新森六丁目十番三十一号	建築板金
株式会社溝川組	大阪府富田林市中野町三丁目六番四十三号	型枠施工
力土建有限会社	和歌山県和歌山市森小手穂七十五番地の四	型枠施工

○法務省告示第百四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社中村鉄筋工業	茨城県坂東市沓掛乙七百十一番地九	鉄筋施工
有限会社ツーバイフォーフレーミングチーム	群馬県太田市古戸町八百四十番地十五	建築大工

○法務省告示第百五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表株式会社ヌカベの項中「機械加工」の下に「、プラスチック成形」を加える。

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社片岡建設	静岡県田方郡函南町塚本二百二十七番地の十三	型枠施工
株式会社ＦＫ	大阪府八尾市東山本新町八丁目二十三番四号	建築大工
株式会社ハヤシ	岡山県倉敷市加須山三百三十四番地の四	自動車整備、塗装

○法務省告示第百六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

古河電池株式会社	神奈川県横浜市保土ケ谷区星川二丁目四番一号	蓄電池製造
滋賀ダイハツ販売株式会社	滋賀県栗東市大橋四丁目一番五号	自動車整備

第二号ロの表株式会社アステムの項中「工場板金」の下に「、溶接」を加え、同表に次のように加える。

有限会社アグリセンター都城	宮崎県都城市都北町五千七百八番地	耕種農業

○法務省告示第百七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十三年四月四日法務省告示第百五十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十四日

法務大臣　金田　勝年

第二号中「平成二十六年四月四日」を「平成二十九年四月四日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月四日から施行する。

○外務省告示第六十二号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第五十号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十九年一月三日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九百八十九号1（a）、第二千二百五十三号2（a）及び第二千二百五十五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十九年二月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

別表の341．を次のように改める。

（別表）

次のように改める。

【アル・カーイダ／ＩＳＩＬ（ダーイシュ）と関係を有する個人】

341．削除